

○国土交通省告示第千二百六十六号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第八条の二第二項第二号（同令第二十四条（同令第二十六条の五において準用する場合を含む。）、第四十三条の七及び第六十三条の八において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

国土交通大臣 石井 啓一

自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示

自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品に関し道路運送車両法施行規則（以下「規則」という。）第八条の二第二項第二号（規則第二十四条（規則第二十六条の五において準用する場合を含む。）、第四十三条の七及び第六十三条の八において準用する場合を含む。）の告示で定める物品は、次の各号に掲げるものとする。

一 封印（規則第八条第一項の規定に基づき自動車の後面に取り付けられた自動車登録番号標の左側の取付け箇所に取り付ける場合に限る。）

二 臨時検査合格標章（規則第三十七条の二第四項において準用する規則第三十七条の三第一項の

規定に基づき自動車の後面に取り付けられた自動車登録番号標又は車両番号標（以下「自動車登録番号標等」という。）の左上部に見やすいように貼り付ける場合に限る。）

三 検査標章（規則第三十七条の三第一項の規定に基づき自動車の後面に取り付けられた自動車登録番号標等の左上部に見やすいように貼り付ける場合に限る。）

四 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第九条の二第一項の保険標章（自動車損害賠償保障法施行規則（昭和三十年運輸省令第六十六号）第一条の五第三項の規定に基づき検査対象外軽自動車の後面に取り付けられた車両番号標の左上部に見やすいように貼り付ける場合に限る。）

五 自動車損害賠償保障法第九条の四において準用する同法第九条の二第一項の共済標章（自動車損害賠償保障法施行規則第八条で準用する同令第一条の五第三項の規定に基づき検査対象外軽自動車の後面に取り付けられた車両番号標の左上部に見やすいように貼り付ける場合に限る。）

六 自動車損害賠償保障法第十条の二第一項の保険・共済除外標章（検査対象外軽自動車に表示する場合に限る。）

七 自動車登録番号標又は検査対象軽自動車の車両番号標に取り付けるフレームであつて、次に掲げる基準に適合するもの

イ その幅（自動車登録番号標等に取り付けたときの当該自動車登録番号標等の外縁からフレーム

ムの内縁までの長さをいう。以下同じ。)が、上部にあつては十ミリメートル以下、左右にあつては十八・五ミリメートル以下、下部にあつては十三・五ミリメートル以下のもの

ロ その厚さ(自動車登録番号標等に取り付けたフレームの当該自動車登録番号標等の表面から突出している部分の厚さをいう。)が、上部にあつては六ミリメートル以下(上部の幅が七ミリメートル以下の場合にあつては十ミリメートル以下)、それ以外の部分にあつては三十ミリメートル以下のもの

ハ 脱落するおそれのないもの

八 自動車登録番号標等に取り付けられるボルトカバーであつて、次に掲げる基準に適合するもの

イ その直径が二十八ミリメートル以下であつて、自動車登録番号標に記載された自動車登録番号又は車両番号標に記載された車両番号(以下「自動車登録番号等」という。)に被覆しないもの

ロ その厚さ(自動車登録番号標等に取り付けたボルトカバーの当該自動車登録番号標等の表面から突出している部分の厚さをいう。)が九ミリメートル以下のもの

ハ 脱落するおそれのないもの

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十三年三月三十一日以前に、道路運送車両法の規定により登録を受けた自動車、自動車検査証の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車又は使用の届出があつた検査対象外軽自動車に係る自動車登録番号標等については、第七号及び第八号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合するフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。

一 これらの自動車に係る自動車登録番号等に被覆しないもの

二 脱落するおそれのないもの

三 これらの自動車の運行中当該自動車登録番号等が判読できるもの